

「広陵町避難行動要支援者」避難支援プラン

1 支援の取り組み

(1)名簿の作成

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時に自力で避難行動をすることが困難で他の方の介助が必要な高齢者や障がい等のある方などの「災害時避難行動要支援者名簿」(以下、「要支援者名簿」)を作成することが市町村に義務付けられました。

(2)名簿の活用

① 法改正を受け、町では名簿登録申請書で同意確認をされた方を登録した「要支援者名簿」を町内の各団体(自主防災会、区・自治会、民生児童委員)や関係機関(警察署及び消防署、消防団など)に提供し、平時からの見守りや訓練参加を支援します。

② 災害時には、避難支援等関係者が名簿登録者の安否確認や避難誘導支援を行うために要支援者名簿を活用します。

避難支援等関係者とは名簿の提供を受けた各団体や関係機関で支援を行う人です。

2 避難支援プランの対象者

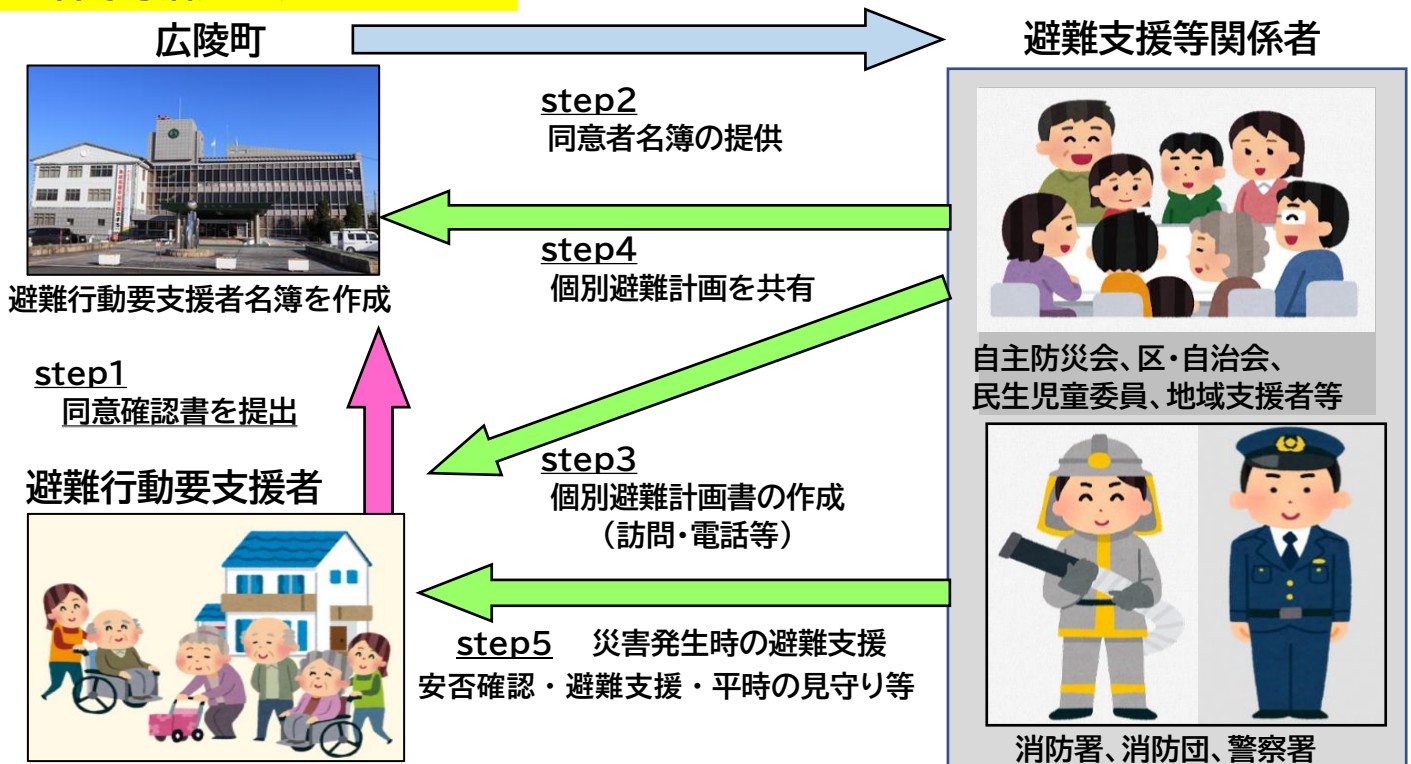
- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障がい者手帳1・2級(総合等)を所持する者(心臓機能障がいのみ該当する方は除く)
- ③ 療育手帳A・Bを所持する知的障がい者
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ⑤ 町の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 他の災害時要配慮者のうち、町長が特に必要と認め要支援者名簿への登録を希望する者

①～⑥の方の内

- ・自宅で暮らしている
- ・災害時に自力で避難することが困難
- ・地域での支援を希望

※上記項目が全て当てはまり、支援を受けるために必要な個人情報避難支援等関係者に提供することに同意される方。

3 名簿等活用の流れ



※この同意確認は、災害発生時に避難の支援を受けられる可能性を高めるものです。しかし、その支援が必ず行われることを保証するものではなく、避難支援等関係者に義務を負わせるものではありません。

4 同意確認書の届出方法

(1) 確認書が自宅に届く

「避難行動要支援者名簿情報提供同意確認書」が、自宅に送付されます。

(2) 同意の有無を確認

必要事項と同意の有・無の確認をしていただき、返信用封筒にて返送してください。

※ 本人の記入が困難

本人による記入が困難な場合は、代理人により記入をお願いします。

5 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の作成

名簿情報の提供に同意された方、一人ひとりの具体的な安否確認や避難支援の方法を検討して「個別避難計画」を作成します。

(2) 作成の目的

災害時の避難に必要な支援の内容を事前に決めておくことで、避難行動を円滑・迅速に行うために作成するものです。

(3) 作成のために…

個別避難計画作成のため、自主防災会、区・自治会の役員や民生児童委員の方が自宅を訪問されたり、電話をかけられることがあります。

6 個人情報の取扱い

要支援者名簿の情報は、重要な個人情報です。
情報提供は、あなたがお住まいの地域の避難支援等関係者のみに提供し、情報提供を受けた避難支援等関係者は名簿情報の管理を徹底するなど、個人情報が漏洩しないよう対策を実施します。



7 お問い合わせ先

社会福祉課

☎0745(55)6771

syakaifukushika@town.nara-koryo.lg.jp

安全安心課

☎0745(55)1001

anzenka@town.nara-koryo.lg.jp

